JPNICにおける ポリシー実装状況の報告

第33回 JPNICオープンポリシーミーティング(2017/11/29)



報告内容

● JPOPM32以降に実装勧告・申し送りを受けた提案

● ポリシー変更に伴う対応のご紹介



JPOPM32以降に実装勧告を受けた提案①

提案番号	提案名	JPNICでのステータス
032-02	JPNICにおけるIPアドレスポリシー 策定プロセスの改定の提案	2017/12/20 施行予定

032-01:初期割り振り基準に関する記述修正の提案

ポリシーデベロップメントプロセスとしてではなく コミュニティの意見として,意見集約結果をJPNIC に申し送りすることとします

- (JPNIC-IP-USERS 2584)より引用



JPOPM32以降に実装勧告を受けた提案②

- 032-02: JPNICにおけるIPアドレスポリシー 策定プロセスの改定の提案
 - 行為の主体の明確化
 - JPNICだけではなくコミュニティ側からも、臨時にオンサイトフォーラム開催を提起できる記述に修正
 - ポリシー提案はWebサイトに加えて、オンラインフォーラムへも周知することを明確化
 - ポリシー提案に関する議論は、オンサイトフォーラムに加えてオンラインフォーラムでも実施することを明確化
 - 組織名称の適切化
 - 現名称:ポリシーワーキンググループ
 - 新名称: JPOPF運営チーム

提案内容を反映した「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」を公示中、2017/12/20施行予定

JPOPM32以降に実装勧告を受けた提案③



「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」(公示中)

https://www.nic.ad.jp/doc/jpnic-01224.html



JPOPM32以降に申し送りを受けた提案①

- <u>032-01:初期割り振り基準に関する記述修正</u> <u>の提案</u>
 - 「JPNICにおけるIPv6アドレス割り振りおよび割り 当てポリシー」5.2.1項に記述された初期割り振りの 基準d)の内容を、APNICのポリシーに合わせ、箇条 書きとする。
- ポリシーデベロップメントプロセスとしてではなく コミュニティの意見として,意見集約結果をJPNICに 申し送りすることとします
 - (JPNIC-IP-USERS 2584)より引用
 - APNIC44でコンセンサスとなったprop-121(IPv6アドレス初期割り振り基準の変更提案)とあわせて、ポリシー文書の改定を検討中

JPOPM32以降に申し送りを受けた提案②

(現在)

IPv6アドレス空間の初期割り振りの資格を得るには、申請する組織は、

- a) IP指定事業者であること
- b) エンドサイトでないこと
- c) 割り当て先組織に対し、IPv6の接続性を提供する計画があること
- d) IPv4アドレスの割り振りを受けているIPアドレス管理指定事業者であり、 割り振りを受けたIPv6アドレスを他の組織へ割り当てまたは再割り振り を行い、2年以内に当該アドレス空間をインタードメインルーティングシ ステムで広告すること

または2年以内に最低でも200の割り当てを行う計画があること

以上の4つを満たさねばならない。

(提案)

IPv6アドレス空間の初期割り振りの資格を得るには、申請する組織は、

- a) IP指定事業者であること
- b) エンドサイトでないこと
- c) 割り当て先組織に対し、IPv6の接続性を提供する計画があること
- d) 次のどちらかを満たすこと。
 - ・2年以内に最低でも200の割り当てを行う計画があること
 - ・IPv4アドレスの割り振りを受けているIPアドレス管理指定事業者であり、 割り振りを受けたIPv6アドレスを他の組織へ割り当てまたは再割り振り を行い、2年以内に当該アドレス空間をインタードメインルーティング システムで広告すること

以上の4つを満たさねばならない。

3

第32回JPNICオープンポリシーミーティングプログラムでの発表資料より抜粋 ([P][032-01]初期割り振り基準に関する記述修正の提案)



http://jpopf.net/JPOPM32Program

APNIC44でコンセンサスとなった提案への対応

prop-116: APNICにおける最後の/8相当のIPv4未割り

振り在庫の移転禁止提案

prop-121: IPv6アドレス初期割り振り基準の変更提案

prop-122: IPv6アドレス追加割り振り基準の変更提案

- APNICでは現在、改定版ポリシー文書へのコメント募集期間中(~2017/12/20)
- APNICでの改定内容が確定次第、JPNICにおいて も同様に、関連文書の改定を予定

JPNICブログ記事: APNIC 44でのIPアドレス・AS番号分配ポリシーに 関する提案ご紹介

https://blog.nic.ad.jp/blog/apnic44-policy-proposal/



APNICポリシーの改定に伴う対応

- ・小規模ネットワークへのIPv4 PIアドレス割り当て 基準変更
- ・AS番号割り当ての基準変更
- 2017年12月20日より新基準での申請受付
- 関連文書の公示中
 - 2017年12月20日から有効となるJPNIC公開文書
 - https://www.nic.ad.jp/ja/ip/doc/20171220.html



小規模ネットワークへのIPv4 PIアドレス 割り当て基準変更

- マルチホーム用特殊用途用PIアドレス割り当て基準を変更 (変更前)
 - 割り当てられたアドレスでマルチホームをしている、あるいは
 - 3ヶ月以内にマルチホームをする計画があることを実証する。

(変更後)

- 割り当てられたアドレスでマルチホームをしている、あるいは
- 上位のプロバイダから少なくとも/24のアドレスを割り当てられ 使用しており、マルチホームする意志がある、あるいは
- マルチホームを行い、6ヶ月以内に割り当てられたアドレス空間 を広告する意志がある

割り当てのうち25%を割り当て後3ヶ月以内に、 50%を1年以内に使用する計画があることを証明する 必要がある点は、これまでと変更ありません



AS番号割り当て基準変更

- AS番号の割り当て基準に以下の4.を追加します
 - 1.~3.については変更はありません。
 - 1. 自律ネットワークがBGP(Border Gateway Protocol)を利用して他の自律ネットワークとの間で外部経路制御情報を交換すること。
 - 2. 自律ネットワークの外部経路制御ポリシーが、他のいかなる自律ネットワークに委ねても実現が困難な、固有のものであること。典型的には、他の一つの自律ネットワークのみと接続するのではなく、複数の自律ネットワークとの間でBGPにより接続し、外部経路制御情報の交換を行うこと。
 - 3. 上記の条件1、2を、3ヶ月以内に満たす予定であること。
 - 4. 歴史的PIアドレスを運用するネットワークにAS番号割り当てを 希望しており、上記の条件3を満たすことができない場合には、 将来、上記の条件1、2を満たす意志があること。



JPNIC BLOG

- https://blog.nic.ad.jp/
- IPアドレスに関する記事も掲載しています
 - 統計情報
 - RIRでのポリシー提案
 - 移転関連情報
 - Etc...



